

(2) 増築等（増築・改築・用途変更）の場合における 既存部分への適用について 政令第23条
条例第22条、規則別表第9

増築等をする場合は、以下の①～⑥の部分に整備基準が適用されます。

① 増築等に係る部分

増築等を行う部分について、整備基準が適用されます。

② 道等から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から道等までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります(※)。そのため、既存部分が移動等円滑化経路になる場合は、既存部分に整備基準が適用されます。(利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路に整備基準が適用されます。)

③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

増築等を行う階の敷及び面積に応じて、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の設置及び「車いす使用者用便所」の設置が必要になります。詳細については、「II施設整備マニュアル編」のP99-1～99-4を参照してください。

また、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所がある場合、そのうち1箇所以上は、「オストメイト用便所」を1以上設置する必要があるため、既存部分に整備基準に適合した便所がない場合は、既存便所を改修若しくは増築等部分に基準に適合した便所を整備する必要があります。

④ 車いす使用者用便所から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

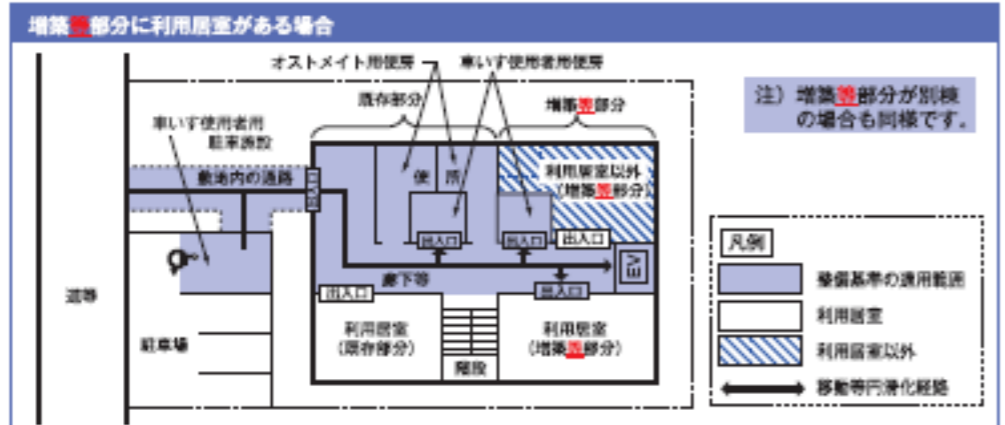
増築等部分にある利用居室から車いす使用者用便所までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります(※)。この車いす使用者用便所は、増築等部分・既存部分どちらにあるものでも構いません。なお、増築等部分に利用居室がない場合は、道等から車いす使用者用便所までの経路を整備する必要があります。

⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

上記の者が利用する駐車場がある場合は、整備基準に適合した車いす使用者用駐車施設を設置する必要があります。

⑥ 車いす使用者用駐車施設から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から車いす使用者用駐車施設までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります(※)。なお、増築等部分に利用居室がない場合は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路を整備する必要があります。



(※) 利用居室が劇場等の客席である場合は、車いす使用者用経路を含みます。

(2) 増築等（増築・改築・用途変更）の場合における 既存部分への適用について 政令第23条
条例第22条、規則別表第9

増築等をする場合は、以下の①～⑥の部分に整備基準が適用されます。

① 増築等に係る部分

増築等を行う部分について、整備基準が適用されます。

② 道等から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から道等までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります(※)。そのため、既存部分が移動等円滑化経路になる場合は、既存部分に整備基準が適用されます。(利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路に整備基準が適用されます。)

③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

増築等を行う階の敷及び面積に応じて、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の設置及び「車いす使用者用便所」の設置が必要になります。詳細については、「II施設整備マニュアル編」のP99-1～99-4を参照してください。また、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所がある場合、そのうち1箇所以上は、「オストメイト用便所」を1以上設置する必要があります。

既存部分に整備基準に適合した便所及び車いす使用者用便所、オストメイト用便所が無い場合は、既存便所又は便所を整備基準に適合した便所又は便所に改修、又は増築等を行う部分に整備基準に適合した便所又は便所を設ける必要があります。

このように、既存部分にある便所又は便所に整備基準が適用される場合には、注意が必要です。

④ 車いす使用者用便所から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から車いす使用者用便所までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります(※)。この車いす使用者用便所は、増築等部分・既存部分どちらにあるものでも構いません。なお、増築等部分に利用居室がない場合は、道等から車いす使用者用便所までの経路を整備する必要があります。

⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

上記の者が利用する駐車場がある場合は、整備基準に適合した車いす使用者用駐車施設を設置する必要があります。

⑥ 車いす使用者用駐車施設から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から車いす使用者用駐車施設までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります(※)。なお、増築等部分に利用居室がない場合は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路を整備する必要があります。

(※) 利用居室が劇場等の客席である場合は、車いす使用者用経路を含みます。

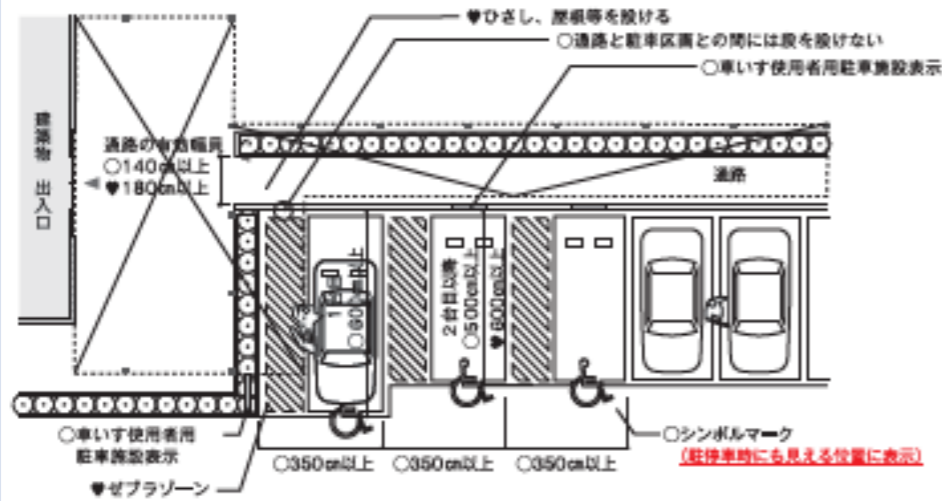
(旧)現行

(新)改正案

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図3-1 自走式駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の設置数

整備基準 3-(1)

- 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の区分に応じて、次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設ける必要がある。
- ・駐車施設の総数が200台以下の場合、2%以上
- ・駐車施設の総数が201台以上の場合、1%+2台以上

総駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数
1～50台	1
51～100台	2
101～150台	3
151～200台	4
201～300台	5
301～400台	6
...	...

車いす使用者用駐車施設の位置

整備基準 3-(2)イ、1-(1)ウ

- 車いす使用者用駐車施設は、1-(1)ウに規定する移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなるように、建築物の出入口に近接した位置に設ける。
- ♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。
- ♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

シンボルマークの表示

整備基準 3-(3)ウ(7)

- 車が駐車している時も、車いす使用者用駐車施設である旨が、明確に認識できる必要がある。そのため、枠線だけでなく、床面の駐車区画をまたいだ位置に駐車施設の「国際シンボルマーク」を表示する必要がある。

国際シンボルマークとゼブラゾーンの表示事例



駐車スペースのみ青色を塗布し、目立たせている。
参考：横浜ベイウォーター（横浜市神奈川区）

II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準

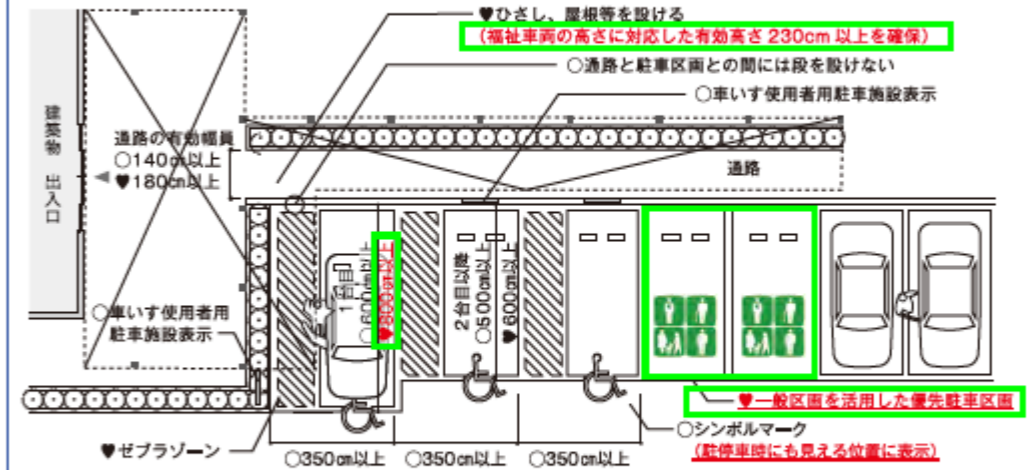
3

駐車場

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図3-1 自走式駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の設置数

整備基準 3-(1)

- 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の区分に応じて、次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設ける必要がある。
- ・駐車施設の総数が200台以下の場合、2%以上
- ・駐車施設の総数が201台以上の場合、1%+2台以上

総駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数
1～50台	1
51～100台	2
101～150台	3
151～200台	4
201～300台	5
301～400台	6
...	...

車いす使用者用駐車施設の位置

整備基準 3-(2)イ、1-(1)ウ

- 車いす使用者用駐車施設は、1-(1)ウに規定する移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなるように、建築物の出入口に近接した位置に設ける。

♥ スロープ又はリフト等により車体後部から乗降する車いす使用者用車両に配慮し、奥行きは8m以上確保することが望ましい。確保することが困難な場合には、車いす使用者が円滑に乗降できる一時停車用スペースを別に設けることが望ましい。

♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。

♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

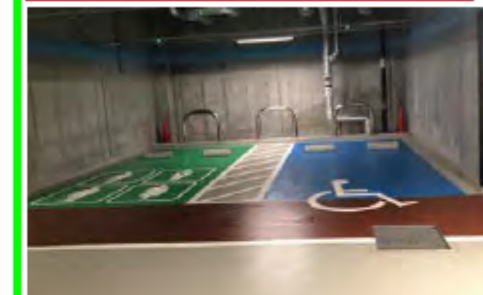
♥ 建築物内に設ける場合又は屋外でひさしや屋根を設ける場合は、車いす用リフト付き福祉車両等の車両高さに配慮し、有効高さ230cm以上（地下高さ等）を確保することが望ましい。

シンボルマークの表示

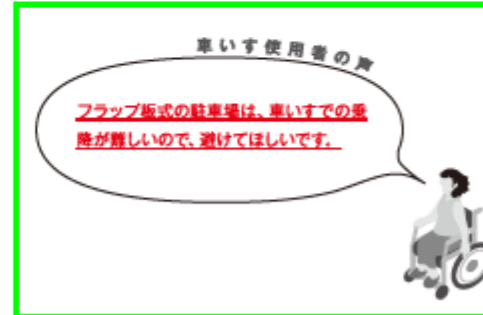
整備基準 3-(3)ウ(7)

- 車が駐車している時も、車いす使用者用駐車施設である旨が、明確に認識できる必要がある。そのため、枠線だけでなく、床面の駐車区画をまたいだ位置に駐車施設の「国際シンボルマーク」を表示する必要がある。

車いす使用者用駐車施設と優先駐車区画の整備例



車いす使用者用駐車区画と優先駐車区画を隣接して設けている。
参考：横浜市役所 地下駐車場



II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準

3

駐車場

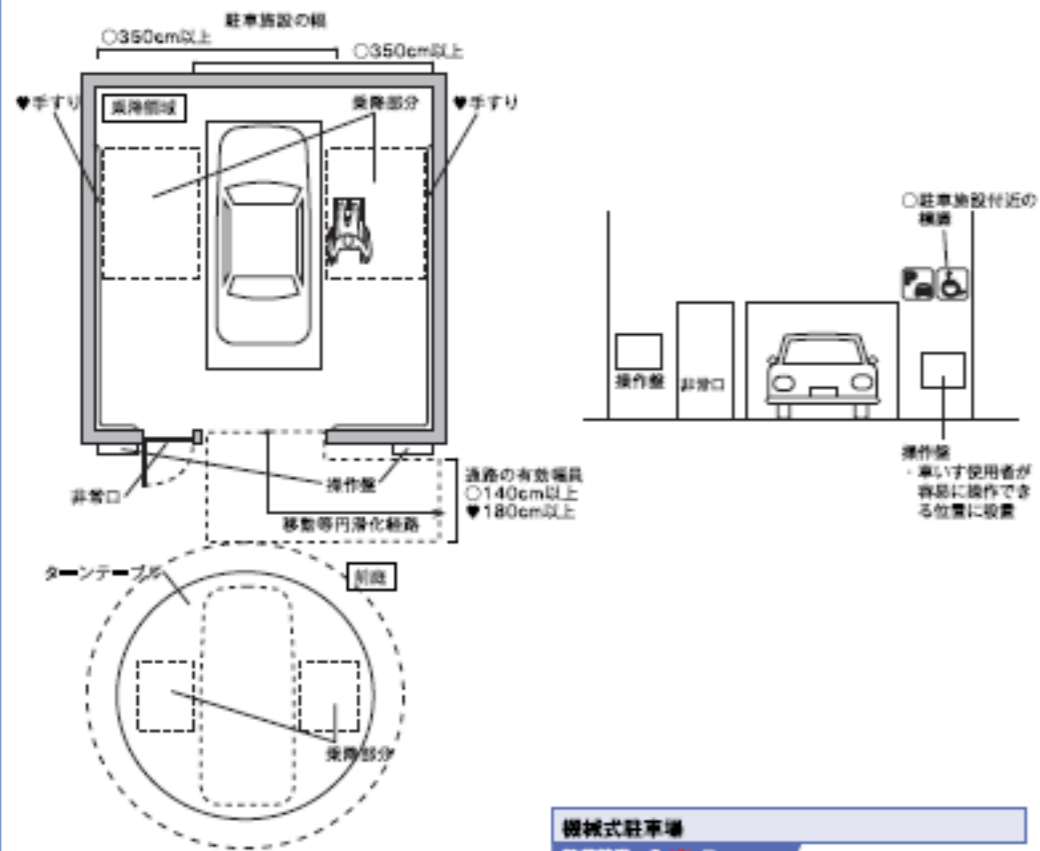
(旧)現行

(新)改正案

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図3-2 機械式駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の設置数

整備基準 3-(1)イ、ロ

⇒[図3-3]を参照

車いす使用者用駐車施設の位置

整備基準 3-ロイ、1-1)ク

- 車いす使用者用駐車施設は、1-1)クに規定する移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなるように、建築物の出入口に近接した位置に設けること。
- 1-1)クに規定する移動等円滑化経路は乗降領域の出入口から有効で140cm以上確保すること。ターンテーブルやバレット等の、路面と段差を生じ、円滑に通行することができない部分については有効幅員に含まない。
- ♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。
- ♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

機械式駐車場

整備基準 3-ロイ

- 車いす使用者用駐車施設は自走式駐車場とすることが望ましいが、車いす使用者が円滑に利用することができる場合は、機械式駐車場とすることができる。
- ♥ 不特定かつ多数の者が利用する施設においては、専任の取扱者が常駐し、操作を行うことが望ましい。

円滑に利用できる機械式駐車場

整備基準 3-ロイイ、1-1)ク

- 車いす使用者が円滑に利用できる機械式駐車場とは、駐車場法施行令第15条の規定により大臣認定を受けたもので、公益社団法人立体駐車場工業会による車いす使用者対応に関する審査を受けた上で適合証明書を取得したものをいう。
- 各種寸法については「機械式駐車場技術基準・同解説」(発行：公益社団法人立体駐車場工業会)を参照すること。
- ♥ つえ使用者の利用を想定し、乗降領域の通路には手すりを設けることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者の利用に適した通路・経路には表示を行うことが望ましい。

II マニュアル編

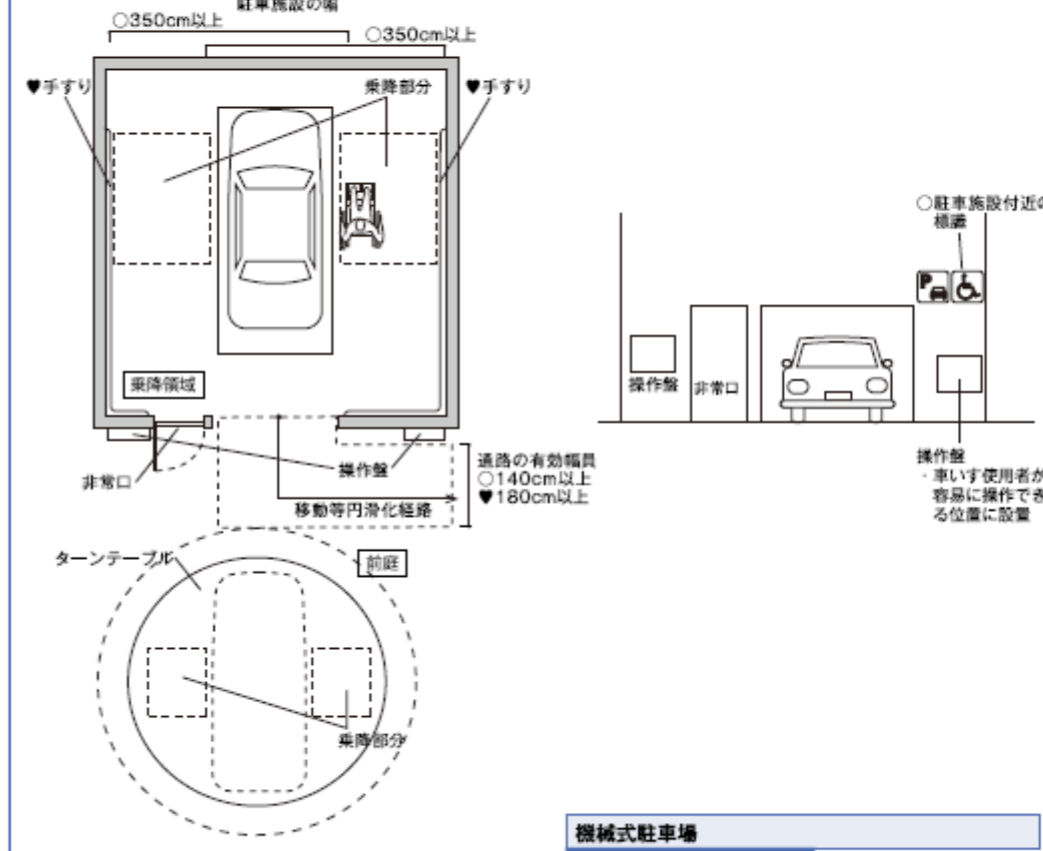
(1) 指定施設整備基準

3 駐車場

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図3-2 機械式駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の設置数

整備基準 3-(1)イ、ロ

⇒[図3-3]を参照

車いす使用者用駐車施設の位置

整備基準 3-ロイ、1-1)ク

- 車いす使用者用駐車施設は、1-1)クに規定する移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなるように、建築物の出入口に近接した位置に設けること。
- 1-1)クに規定する移動等円滑化経路は乗降領域の出入口から有効で140cm以上確保すること。ターンテーブルやバレット等の、路面と段差を生じ、円滑に通行することができない部分については有効幅員に含まない。
- ♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。
- ♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。
- ♥ **建築物内に設ける場合又は屋外でひさしや屋根を設ける場合は、車いす用リフト付き福祉車両等の車両高さに配慮し、有効高さ230cm以上(地下高さを)を確保することが望ましい。**

機械式駐車場

整備基準 3-ロイ

- 車いす使用者用駐車施設は自走式駐車場とすることが望ましいが、車いす使用者が円滑に利用することができる場合は、機械式駐車場とすることができる。
- ♥ 不特定かつ多数の者が利用する施設においては、専任の取扱者が常駐し、操作を行うことが望ましい。

円滑に利用できる機械式駐車場

整備基準 3-ロイイ、1-1)ク

- 車いす使用者が円滑に利用できる機械式駐車場とは、駐車場法施行令第15条の規定により大臣認定を受けたもので、公益社団法人立体駐車場工業会による車いす使用者対応に関する審査を受けた上で適合証明書を取得したものをいう。
- 各種寸法については「機械式駐車場技術基準・同解説」(発行：公益社団法人立体駐車場工業会)を参照すること。
- ♥ つえ使用者の利用を想定し、乗降領域の通路には手すりを設けることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者の利用に適した通路・経路には表示を行うことが望ましい。

II マニュアル編

(1) 指定施設整備基準

3 駐車場

(旧)現行

(新)改正案

コラム

車いす使用者用駐車施設のマナー

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方は、ドアを全開にして乗り降りするため、一般の駐車区画は利用できません。このため、駐車場の管理者及び一般の利用者は、以下の点に配慮をお願いします。

- ①一般の利用者は駐車をしなないようにしましょう。
車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。
- ②カラーコーンなどを置かないようにしましょう。
一般の利用者の駐車を防止するために、カラーコーンなどが置かれていることがあります。カラーコーンが置かれたままでは、車いす使用者等も駐車できません。車いす使用者などの必要な方がいつでも駐車できるようにしておきましょう。

車いす使用者の運転席からの乗降の様子(降車時)



マナー啓発の表示の例



3 駐車場

II マニュアル編
1 利用者の利用方法
2 利用者の利用方法
3 利用者の利用方法
4 利用者の利用方法
5 利用者の利用方法
6 利用者の利用方法
7 利用者の利用方法

3 駐車場

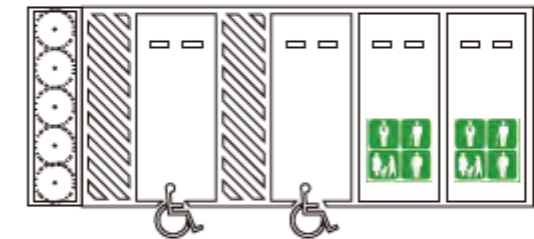
車いす使用者用駐車施設と優先駐車区画について

神奈川県において、「障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)」が導入されました。本制度は、障害のある方、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方に対し、あらかじめ「利用証」を交付し、車両に掲示することで、障害者等用駐車区画を必要とする方を明確化し、区画の適正利用を推進するものです。

全国的にも、令和8年3月現在、44都道府県で導入されています。不適正な利用の抑制に加え、内部障がいなど外見から障がい分かりづらい方が、当該区画を利用しやすい環境づくりに効果があります。

車いす使用者は、乗降時にドアを全開にする必要があるため、一般の駐車区画を利用することができません。一方で、こうした駐車区画に対するニーズは年々高まっており、車いす使用者のように「広いスペースを必要とする方」と「必ずしも広いスペースが必要でない方」とが同じ区画を利用しようとする中で、競合するケースが増えています。このため、歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のうち、「必ずしも広いスペースが必要でない方」を対象とした「優先駐車区画」を別途設けることは、区画の適正利用を図る上で非常に有効です。

◎ダブルスペース方式
3.5m幅の車いす使用者用駐車区画と、通常幅の優先駐車区画を隣接して設置し、複数種類の区画を組み合わせて運用する方式です。



◎優先駐車区画の確保について

次のような方法により、一般の駐車区画を活用した優先駐車区画の確保が可能です。

1) カラーコーン、立て看板、設置看板等による表示
案内表示を貼付したカラーコーンや看板等を設置し、優先駐車区画であることを明示します。設置に当たっては、車両の進入や乗降、施設への移動等に支障が生じない位置とするよう留意してください。

2) 路面シート・装飾による表示
対象区画であることを記載した路面シートの貼付や、区画全体を塗装する方法により、優先駐車区画であることを明示します。視認性が高く、カラーコーンや看板等を併せて設置することで、より効果が高まります。



〔旧〕現行

なし

〔新〕改正案

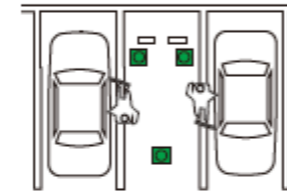
コラム

◎車いす使用者用駐車区画が満車の場合の対応

また、車いす使用者用駐車区画が満車の場合には、次のような工夫により、一般の駐車区画での車いす使用者の乗降が可能となり、一時的な運用ができます。

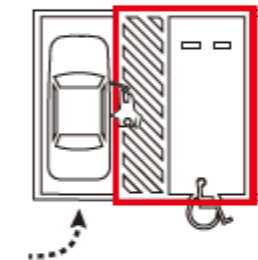
1) カラーコーンを用いる方法

一般の駐車区画内にカラーコーン等を設置し、隣接する区画を車いす使用者用駐車区画として活用します。



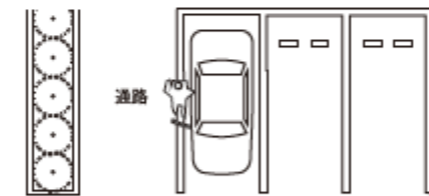
2) ゼブラゾーンを用いる方法

車いす使用者用駐車区画に設けられたゼブラゾーンを活用することで、隣接する一般の駐車区画においても車いす使用者の乗降が可能となります(一般の駐車区画に前向き駐車)



3) 通路を用いる方法

駐車区画の端部など、区画に隣接する通路を利用して、車いす使用者の乗降が可能場合があります。この時、通路を通行する歩行者の安全にも配慮してください。



車いす使用者の運転席からの乗降の様子(降車時)



① 車から車いすを出す



② 運転席の横に車いすを置く



③ 運転席から身を乗り出す



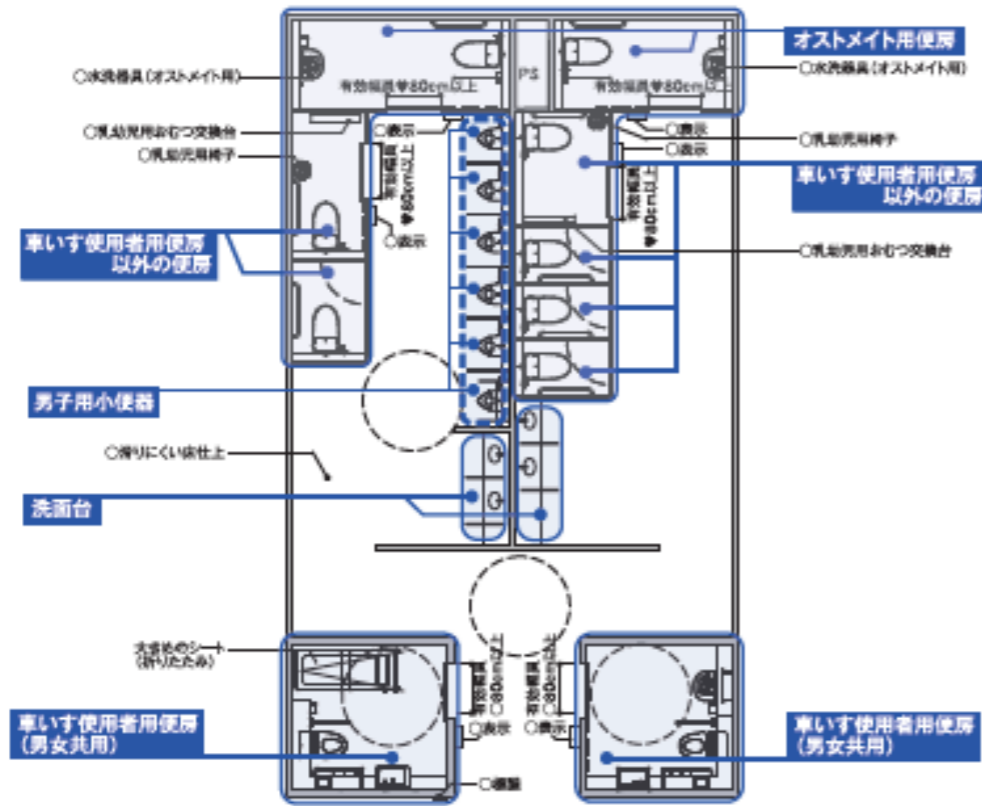
④ 車いすに移乗する

〔旧〕現行

〔新〕改正案

参考図

図9-1 便所の構成要素



(1) 全ての便所に関する基準

整備基準 9-12-2

車いす使用者用便所の出入口については、移動等円滑化経路を構成する出入口となるため、80cm以上の幅の出入口が必要である。

⇒[4 出入口]を参照

- 便所を複数設ける場合は、各便所に1以上、洗面台を設置することが必要である。
- 便所を構成するのが車いす使用者用便所の場合、車いす使用者用便所内の洗面台には手すりの設置が必要である。
- 便所内に男子用小便器を設ける場合は、1以上を、9-12-2を満たす男子用小便器とすることが必要である。
- 車いす使用者用便所以外の便所を設ける場合は、1以上(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)を、9-12-2を満たす便所とすることが必要である。
- 車いす使用者用便所以外にも、車いす使用者が利用できるよう戸の有効幅員や十分な空間を確保した広めの便所を設けることが望ましい。

(2) 車いす使用者用便所及びオストメイト用便所に関する基準

整備基準 9-13-1, 14, 15, 16

車いす使用者用便所は、原則、不特定多数の者が利用する便所を設ける際ごとに1以上(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)設ける。

⇒[図 9-2~6]を参照

- 便所のうち1以上(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)に、オストメイト用便所を設ける。
- 車いす使用者用便所を複数設ける場合は、介助者が異性の場合があることを考慮し、少なくとも1以上は男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- 男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便所には大きめのシートを設けることが望ましい。

(3) 乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台に関する基準

整備基準 9-15-1

- 一定規模以上の建築物には、便所のうち1以上(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)に、乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台を設け、その旨の表示を行う。
- 乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台は車いす使用者用便所以外の便所に設けることが望ましい。

⇒[図 9-16]を参照

Ⅱ マニュアル編

1-1 建築物の環境基準

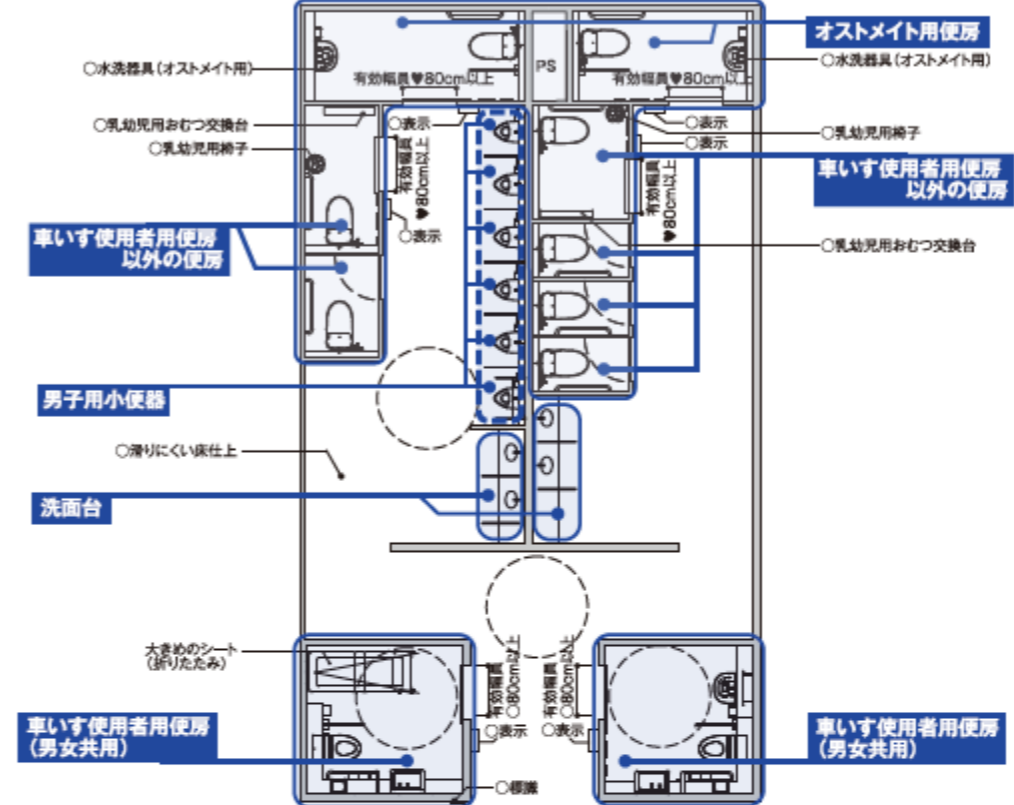
7 公共施設

9

便所

参考図

図9-1 便所の構成要素



(1) 全ての便所に関する基準

整備基準 9-12-2

車いす使用者用便所の出入口については、移動等円滑化経路を構成する出入口となるため、80cm以上の幅の出入口が必要である。

⇒[4 出入口]を参照

- 便所を複数設ける場合は、各便所に1以上、洗面台を設置することが必要である。
- 便所を構成するのが車いす使用者用便所の場合、車いす使用者用便所内の洗面台には手すりの設置が必要である。
- 便所内に男子用小便器を設ける場合は、1以上を、9-12-2を満たす男子用小便器とすることが必要である。
- 車いす使用者用便所以外の便所を設ける場合は、1以上(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)を、9-12-2を満たす便所とすることが必要である。
- 車いす使用者用便所以外にも、車いす使用者が利用できるよう戸の有効幅員や十分な空間を確保した広めの便所を設けることが望ましい。

(2) 車いす使用者用便所及びオストメイト用便所に関する基準

整備基準 9-13-1, 14, 15, 16

車いす使用者用便所は、原則、不特定多数の者が利用する便所を設ける際ごとに1以上(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)設ける。

⇒[図 9-2~6]を参照

- 便所のうち1以上(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)に、オストメイト用便所を設ける。
- 車いす使用者用便所を複数設ける場合は、介助者が異性の場合があることを考慮し、少なくとも1以上は男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- 男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便所には大きめのシートを設けることが望ましい。
- 施設に車いす使用者用便所が1か所の場合は、車いす使用者の動線や利便性に配慮した場所に設けることが望ましい。

(3) 乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台に関する基準

整備基準 9-15-1

- 一定規模以上の建築物には、便所のうち1以上(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)に、乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台を設け、その旨の表示を行う。
- 乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台は車いす使用者用便所以外の便所に設けることが望ましい。

⇒[図 9-16]を参照

Ⅱ マニュアル編

1-1 建築物の環境基準

7 公共施設

9

便所

(旧)現行

(新)改正案

参考図 ○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-2 不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数（新築及び増築等の場合）

不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数の基本的な考え方

- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上設ける。
- 従業員のみが利用する階は特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない。
- 管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。
- 特定の階に備えることなく便所を設けることにより、利用に支障は生じにくい。
- 指定施設の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満の建築物は、便所を設置する場合は、基準を遵守すること。

不特定多数の者等が利用する階の数	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

不特定多数の者等が利用する階から除外する階

ケース	ケース1	ケース2	ケース3
不特定多数の者等が利用する便所のイメージ			
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

① 不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階
② 従業員専用
③ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする
④ ※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難

不特定多数の者等が利用する階から除外する階

- 以下の場合は対象の階を不特定多数の者等が利用する階から除外する。
 - 地上階で便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階（左図ケース1）
 - 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階（左図ケース2）
 - 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階（左図ケース3）
 - 管理運営上やむを得ない階（左図ケース3）

便所の箇所数の数え方について

- 便所の箇所数については以下の内容に従って数を算定する。
 - 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合、男子用及び女子用の1組で1箇所とする。
 - 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。
 - 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。

増築等の場合の必要設置数について

- 増築に係る部分を有する階の数以上の便所を設けること。ただし、既存の便所と新設の便所を合算することができる。
- 増築に係る部分で指定施設の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満の建築物は、便所を設置する場合は、基準を遵守すること。
- 上記の他、必要設置数の基本的な考え方、不特定多数の者等が利用する階から除外する階、便所の箇所数の考え方は、新築時の場合と同様とする。

増築等の場合の必要設置数について（参考）

ケース1（増築に係る部分の床面積が各階2,000㎡の場合）

状況	増築後①	新設する便所	増築後②	新設する車いす使用者用便所
現況				

○ 増築に係る部分を有する階
■ 増築に係る部分（各階2,000㎡）

参考図 ○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-2 不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数（新築及び増築等の場合）

不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数の基本的な考え方

- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上設ける。
- 従業員のみが利用する階は特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない。
- 管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。
- 特定の階に備えることなく便所を設けることにより、利用に支障は生じにくい。
- 指定施設の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満の建築物は、便所を設置する場合は、基準を遵守すること。

不特定多数の者等が利用する階の数	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

不特定多数の者等が利用する階から除外する階

ケース	ケース1	ケース2	ケース3
不特定多数の者等が利用する便所のイメージ			
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

① 不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階
② 従業員専用
③ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする
④ ※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難

不特定多数の者等が利用する階から除外する階

- 以下の場合は対象の階を不特定多数の者等が利用する階から除外する。
 - 地上階で便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階（左図ケース1）
 - 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階（左図ケース2）
 - 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階（左図ケース3）
 - 管理運営上やむを得ない階（左図ケース3）

便所の箇所数の数え方について

- 便所の箇所数については以下の内容に従って数を算定する。
 - 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合、男子用及び女子用の1組で1箇所とする。
 - 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。
 - 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。

増築等の場合の必要設置数について

- 増築に係る部分を有する階の数以上の便所を設けること。ただし、既存の便所と新設の便所を合算することができる。
- 増築に係る部分で指定施設の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満の建築物は、便所を設置する場合は、基準を遵守すること。
- 上記の他、必要設置数の基本的な考え方、不特定多数の者等が利用する階から除外する階、便所の箇所数の考え方は、新築時の場合と同様とする。

増築等の場合の必要設置数について（参考）

ケース1（増築に係る部分の床面積が各階2,000㎡の場合）

状況	増築後①	新設する便所	増築後②	新設する車いす使用者用便所
現況				

○ 増築に係る部分を有する階
■ 増築に係る部分（各階2,000㎡）

(旧)現行

(新)改正案

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-4 車いす使用者用便所の必要設置数（新築の場合）その2

小規模階を有する場合

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達することに1以上（男女の別がある場合にはそれぞれ1以上）の車いす使用者用便所を設ける。
- 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が床面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。
- 設置位置は任意とする。

小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合

小規模階のみを有する建築物で、

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物（延べ床面積の合計が500㎡未満の建築物を除く）においては、不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上（男女の別がある場合にはそれぞれ1以上）に車いす使用者用便所を設ける。
- 床面積の合計が500㎡未満の建築物においては、不特定多数の者等が利用する便所がある場合は、便所のうち1以上（男女の別がある場合にはそれぞれ1以上）に車いす使用者用便所を設ける。

	ケース1	ケース2	ケース3
床面積の合計	400~599.8㎡ / 階	600~799.8㎡ / 階	800~999.8㎡ / 階
車いす使用者用便所の設置イメージ			
床面積の合計	2,000~2,999㎡	3,000~3,999㎡	4,000~4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
建築物における車いす使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上	4以上

図9-5 車いす使用者用便所の必要設置数（増築等の場合）その1

増築等の際の車いす使用者用便所の必要設置数の基本的な考え方

- 車いす使用者用便所は、原則、増築等に係る部分に有する階で便所を有する階に1以上（男女の別がある場合には、それぞれ1以上）を設ける。ただし、以下の場合を除く。
 - 地上階で、車いす使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - 当該階に設けるべき車いす使用者用便所を別の階に設ける場合
 - 不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合
 - 不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積が10,000㎡を超える階を有する場合
 - 不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合
- 既存部分の車いす使用者用便所も必要設置数に含めて算定をすること。

ケース1（増築等に係る部分の床面積が各階2,000㎡の場合）

必要算定手順（例）

- 基準の適用は増築部分がある1~3階
- 増築を行う階のうち便所を設ける階に、既存部分及び増築部分を合わせて1箇所以上の車いす使用者用便所を設ける。
- 増築を行う階に、既存部分と合わせて1以上の不特定多数の者等が利用する便所を設ける（左図では3階に新設）。

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-4 車いす使用者用便所の必要設置数（新築の場合）その2

小規模階を有する場合

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達することに1以上（男女の別がある場合にはそれぞれ1以上）の車いす使用者用便所を設ける。
- 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が床面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。
- 設置位置は任意とする。

小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合

小規模階のみを有する建築物で、

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物（延べ床面積の合計が500㎡未満の建築物を除く）においては、不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上（男女の別がある場合にはそれぞれ1以上）に車いす使用者用便所を設ける。
- 床面積の合計が500㎡未満の建築物においては、不特定多数の者等が利用する便所がある場合は、便所のうち1以上（男女の別がある場合にはそれぞれ1以上）に車いす使用者用便所を設ける。

	ケース1	ケース2	ケース3
床面積の合計	400~599.8㎡ / 階	600~799.8㎡ / 階	800~999.8㎡ / 階
車いす使用者用便所の設置イメージ			
床面積の合計	2,000~2,999㎡	3,000~3,999㎡	4,000~4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
建築物における車いす使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上	4以上

図9-5 車いす使用者用便所の必要設置数（増築等の場合）その1

増築等の際の車いす使用者用便所の必要設置数の基本的な考え方

- 車いす使用者用便所は、原則、増築等に係る部分に有する階で便所を有する階に1以上（男女の別がある場合には、それぞれ1以上）を設ける。ただし、以下の場合を除く。
 - 地上階で、車いす使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - 当該階に設けるべき車いす使用者用便所を別の階に設ける場合
 - 不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合
 - 不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積が10,000㎡を超える階を有する場合
 - 不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合
- 既存部分の車いす使用者用便所も必要設置数に含めて算定をすること。

ケース1（増築等に係る部分の床面積が各階2,000㎡の場合）

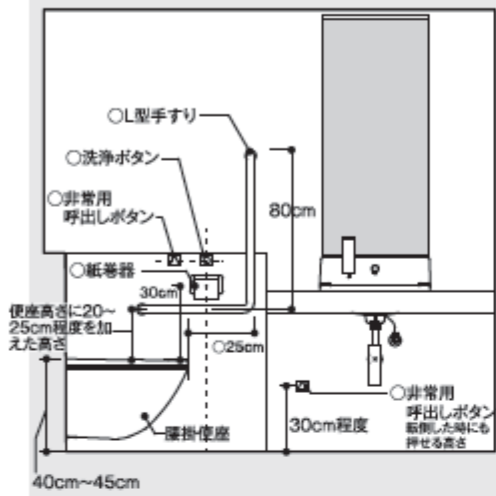
必要算定手順（例）

- 基準の適用は増築部分がある1~3階
- 増築を行う階のうち便所を設ける階に、既存部分及び増築部分を合わせて1箇所以上の車いす使用者用便所を設ける。
- 増築を行う階に、既存部分と合わせて1以上の不特定多数の者等が利用する便所を設ける（左図では3階に新設）。

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-12 腰掛便座の位置及び構造



視覚障害者の声

どこに洗浄ボタンがあるのかわからず、困るため、便所の洗浄ボタンはJIS規格に統一してほしいです。

腰掛便座の高さ

整備基準 9-18(2)(1)

- 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとする。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

整備基準 9-18(2)

- 紙巻器は便座から手の届く位置に設ける。

JIS規格

- 各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。
- 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
- 非常用呼出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
- 操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮
- 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。非常用呼出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

便器の洗浄ボタン

整備基準 9-18(2)(3)

- 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とする必要がある。
- (例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつべら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

II マニュアル編

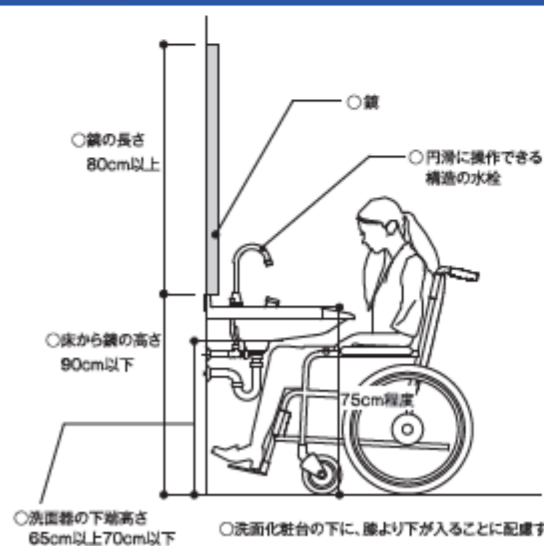
(1) 指定施設整備基準

A 公共施設

9

便所

図9-13 車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例



洗面器の水栓

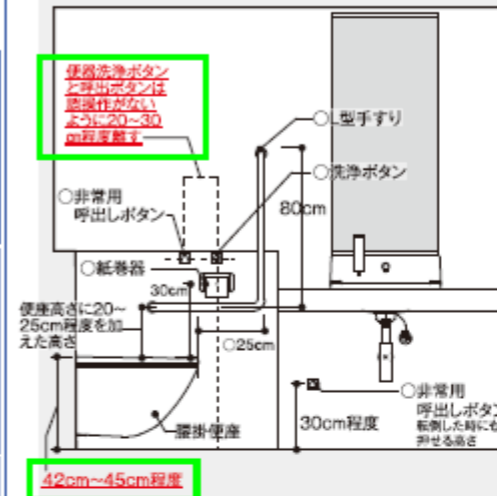
整備基準 9-18(3)(1)

- 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とする必要がある。
- (例) レバー式、光感知式等

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-12 腰掛便座の位置及び構造



視覚障害者の声

どこに洗浄ボタンがあるのかわからず、困るため、便所の洗浄ボタンはJIS規格に統一してほしいです。

腰掛便座の高さ

整備基準 9-18(2)(1)

- 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとする。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

整備基準 9-18(2)

- 紙巻器は便座から手の届く位置に設ける。

JIS規格

- 各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。
- 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
- 非常用呼出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
- 操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮
- 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。非常用呼出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

便器の洗浄ボタン

整備基準 9-18(2)(3)

- 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とする必要がある。
- (例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつべら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

II マニュアル編

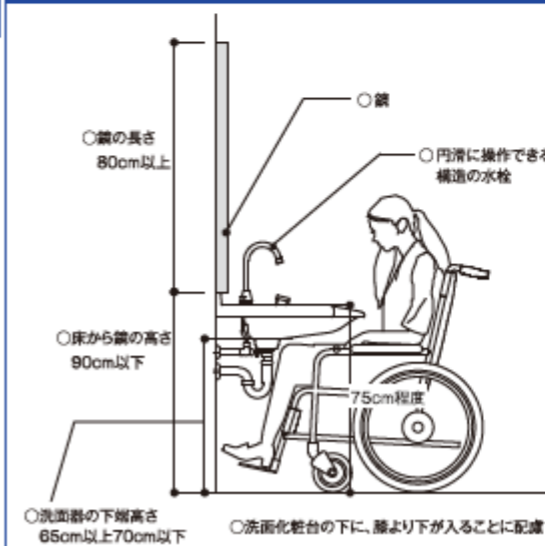
(1) 指定施設整備基準

A 公共施設

9

便所

図9-13 車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例



洗面器の水栓

整備基準 9-18(3)(1)

- 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とする必要がある。
- (例) レバー式、光感知式等

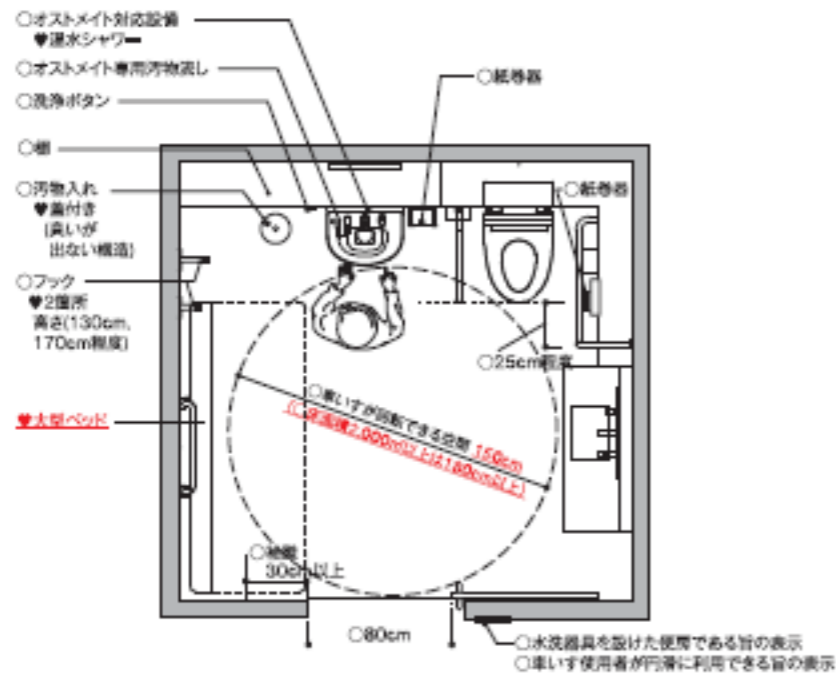
〔旧〕現行

〔新〕改正案

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-15 車いす使用者用便房にオストメイト対応設備と大型ベッドを設けた整備例



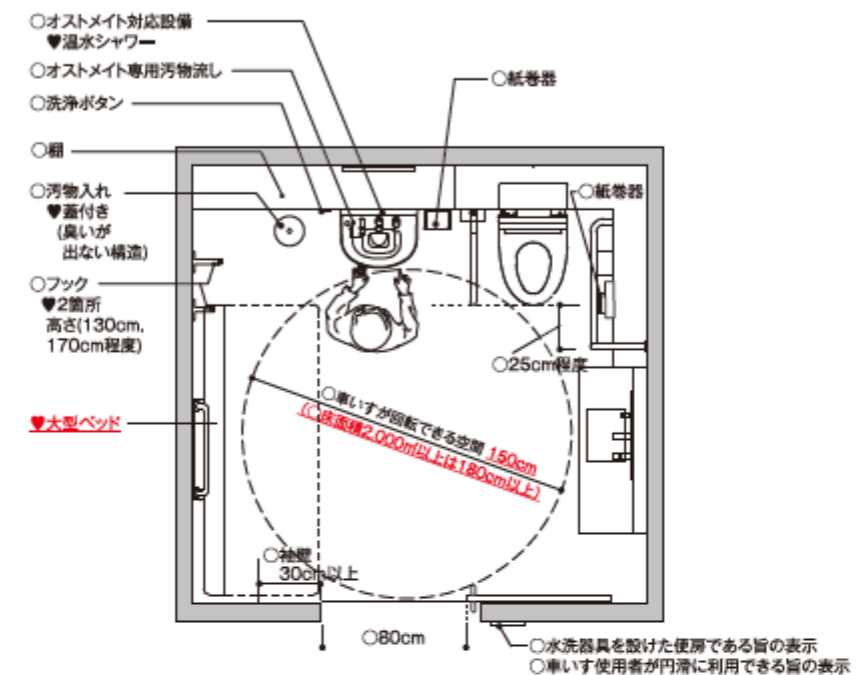
Ⅲ マニュアル編
第2章 施設整備基準
7 車いす用

9 便所

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-15 車いす使用者用便房にオストメイト対応設備と大型ベッドを設けた整備例



Ⅲ マニュアル編
第2章 施設整備基準
7 車いす用

9 便所

当事者の声

複数の介助者を想定した、ゆとりのある空間を確保してほしいです。

(旧)現行

(新)改正案

参考図 ○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図12-2 車いす使用者用部分まわりの整備例

客室内の通路において、区画50m以内ごとに設置できる場所の有効幅員
○140cm以上
♥150cm以上

有効幅員
○120cm以上
♥140cm以上

通路
○90cm以上

出入口

45cm程度

♥通路側の肘掛けは、車いす使用者の移乗も想定し、はねあげ式や水平回転式等とする。

♥同伴者用の席（隣接して設けられない場合は、できるだけ近い位置に設ける。）

○150cm以上（3席目からは135cm以上）

♥車いす使用者用部分が他の客席より高い位置にある場合には、床の端部に転輪防止用の立ち上げりを設ける。

○床は平らとする

車いす使用者用部分の位置及び構造
整備基準 12-22.133

- 車いす使用者用部分は、視察しやすく、出入口から到達しやすい位置とする。
- 車いす使用者用部分に隣接して同伴者用の席を設けることが望ましい。
- 車いす使用者用部分の前には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けることが望ましい。
- 多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式のほか、可動式の座席・視察席を整備し、必要な際に、車いす使用者用部分とすることが望ましい。
- 前面の座席・視察席よりもレベル差を大きく設け、車いす使用者のサイトライン（可視線）の確保に努める。

※ 同伴者席の設置方法については、消防令第24号(令和7年6月26日)「劇場等における車椅子利用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて(通知)」を参照の上、各区消防署に相談してください。

客席及び舞台

視覚障害者の声
小型受信機を用いた音声などでの解説があると、視覚障害者も高齢者も楽しめます。

車いす使用者の声
客席の前方や端に車いす使用者用のスペースが設けられることが多いので、客席の中央や後方にも設け、複数の席から自由に選択できるようになると、ありがたいです。首を曲げることが困難など動作に制限があったり、視力や聴力などそれぞれの身体状況に合わせた座席を選択することができます。

127-2

参考図 ○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図12-2 車いす使用者用部分まわりの整備例

客室内の通路において、区画50m以内ごとに設置できる場所の有効幅員
○140cm以上
♥150cm以上

有効幅員
○120cm以上
♥140cm以上

通路
○90cm以上

出入口

45cm程度

♥通路側の肘掛けは、車いす使用者の移乗も想定し、はねあげ式や水平回転式等とする。

♥同伴者用の席（隣接して設けられない場合は、できるだけ近い位置に設ける。）

○150cm以上（3席目からは135cm以上）

♥車いす使用者用部分が他の客席より高い位置にある場合には、床の端部に転輪防止用の立ち上げりを設ける。

○床は平らとする

車いす使用者用部分の位置及び構造
整備基準 12-22.133

- 車いす使用者用部分は、視察しやすく、出入口から到達しやすい位置とする。
- 車いす使用者用部分に隣接して同伴者用の席を設けることが望ましい。
- 車いす使用者用部分の前には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けることが望ましい。
- 多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式のほか、可動式の座席・視察席を整備し、必要な際に、車いす使用者用部分とすることが望ましい。
- 前面の座席・視察席よりもレベル差を大きく設け、車いす使用者のサイトライン（可視線）の確保に努める。
- 特に小規模施設など、車いす使用者用部分を複数席所に設けることができない場合は、対象との距離や見やすさ、経路を考慮し、車いす使用者用部分を配置することが望ましい。

※ 同伴者席の設置方法については、消防令第24号(令和7年6月26日)「劇場等における車椅子利用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて(通知)」を参照の上、各区消防署に相談してください。

客席及び舞台

視覚障害者の声
小型受信機を用いた音声などでの解説があると、視覚障害者も高齢者も楽しめます。

車いす使用者の声
客席の前方や端に車いす使用者用のスペースが設けられることが多いので、客席の中央や後方にも設け、複数の席から自由に選択できるようになると、ありがたいです。首を曲げることが困難など動作に制限があったり、視力や聴力などそれぞれの身体状況に合わせた座席を選択することができます。複数の介助者を想定した同伴者席があるとよいです。

127-2

(旧)現行

(新)改正案

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図20-2 授乳室・おむつ交換場所の整備例(共用ゾーン・母乳ゾーン入口別型)

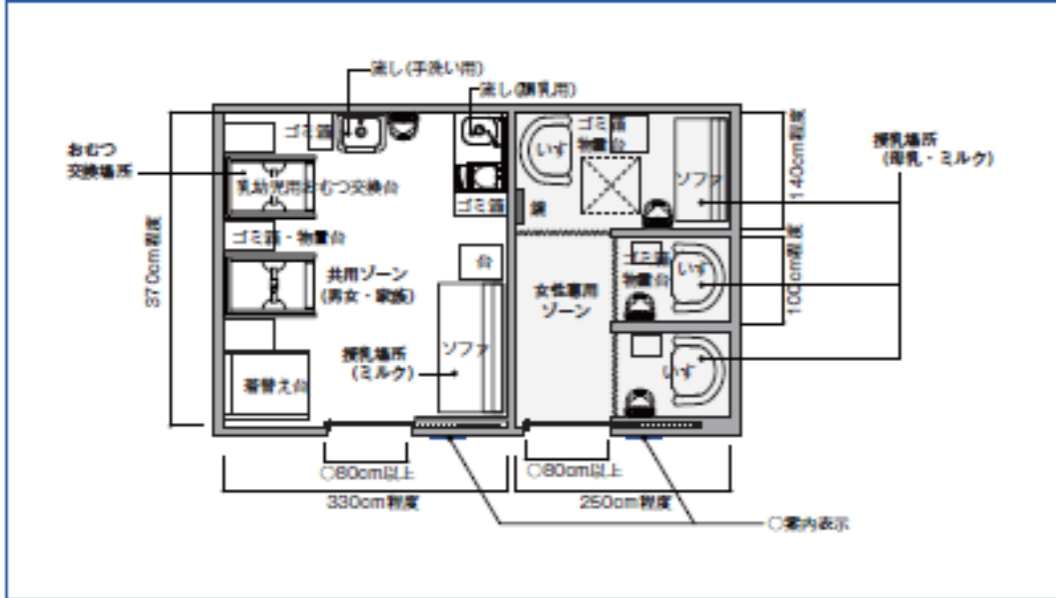
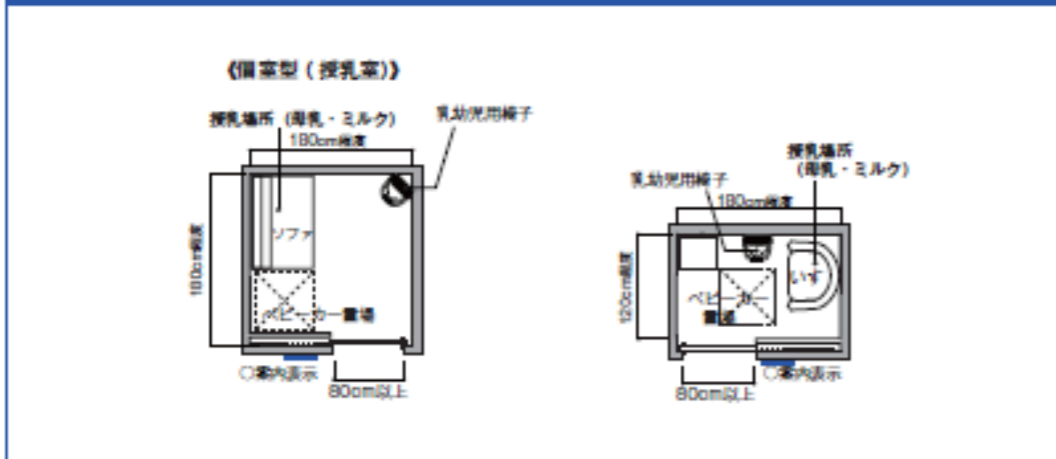


図20-3 授乳室の整備例(個室型)



Ⅱ マニュアル編
 (一) 乳幼児連れの施設整備
 乳幼児連れの施設整備
 Ⅲ 施設整備
 Ⅳ 施設整備
 Ⅴ 施設整備

乳幼児連れ利用者に配慮した設備
 20

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図20-2 授乳室・おむつ交換場所の整備例(共用ゾーン・母乳ゾーン入口別型)

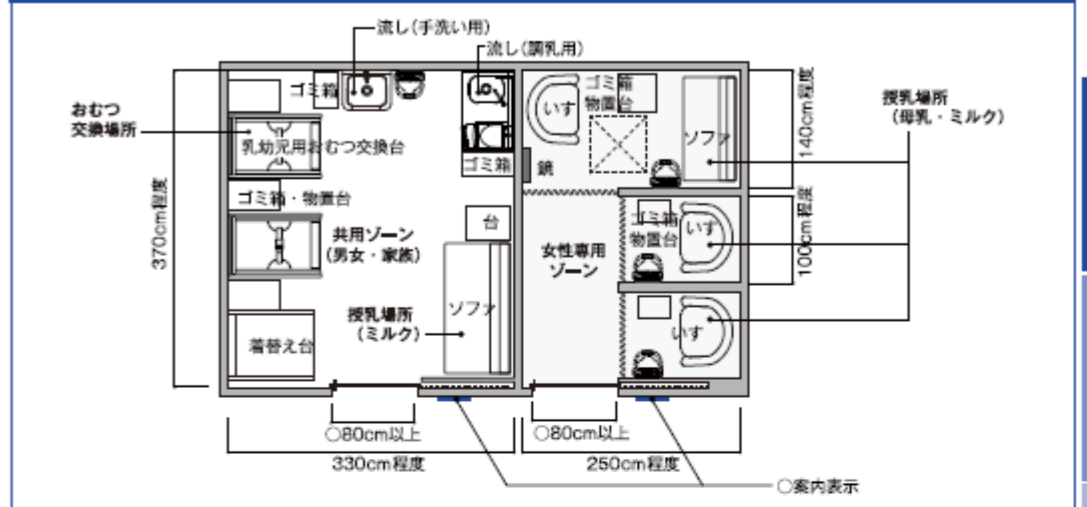
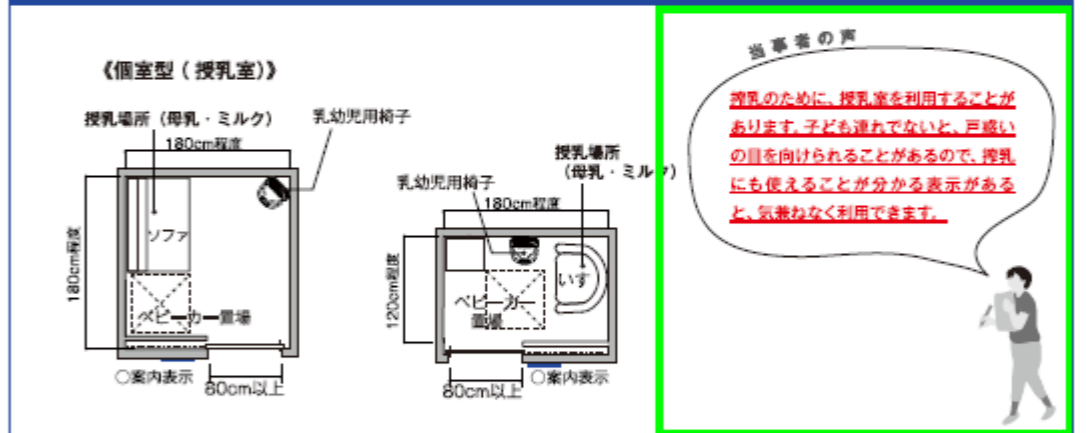


図20-3 授乳室の整備例(個室型)



コラム

授乳室で搾乳ができることを示すシンボルマークについて

出産後の女性の中には、様々な理由から母乳を搾る「搾乳」を必要とする人がいます。このような方が、搾乳のために授乳室を利用する際、周囲の目が気になり、女性一人で利用することにならぬと感じるという声が多くありません。授乳室は「子ども連れで利用する場所」というイメージが強いためです。搾乳に対する知識・理解を深めるとともに、外出先で安心して搾乳できる環境を整えていくことが重要です。

こうした背景を踏まえ、神奈川県が「授乳室で搾乳ができることを示すシンボルマーク(搾乳マーク)」を作成しています。このマークは、搾乳だけでなく搾乳目的での利用も想定されていることを、さりげなく伝えるものです。表示があることで、利用者本人だけでなく、周囲にも利用の意図が伝わり、心理的なハードルを下げるすることができます。趣旨に賛同いただければ、申請不要で使用できますので、施設での掲示・活用に御協力ください。

※ 詳しくは、県ウェブサイトをご覧ください。

Ⅱ マニュアル編
 (一) 乳幼児連れの施設整備
 乳幼児連れの施設整備
 Ⅲ 施設整備
 Ⅳ 施設整備
 Ⅴ 施設整備

乳幼児連れ利用者に配慮した設備
 20